

郷土文化財紹介

古文書シリーズ <坂下村の三郷制>

苗木藩坂下村は大きな村ではないのですが、町組、下組、合郷組の3つの区域に分けられ、それぞれに庄屋職が置かれていました。苗木藩の中で坂下村のみが3人の庄屋により治められていました。これを坂下村の三郷制と言っています。しかし、この制度が、いつ頃からどのような理由で布かれたのか、今までではっきりしたことがわからず来ましたが、そのことに触れた古文書がありました。

寛政10年(1798年)に下組役職者等が記したもので、下組で上下(かみしも)の着用、帯刀(たいとう)、名苗字を許可され

<古文書冒頭部分>

乍恐御届ケ申上候事

一 坂下村下組庄屋与頭勤役覚

坂下村ハ往古一村ニ而御座候処

往古庄屋者町組相沢原五郎左衛門

ト申者相勤申候右五郎左衛門代ヨリ

坂下ハ三ツ割ニ相成申候様承リ候

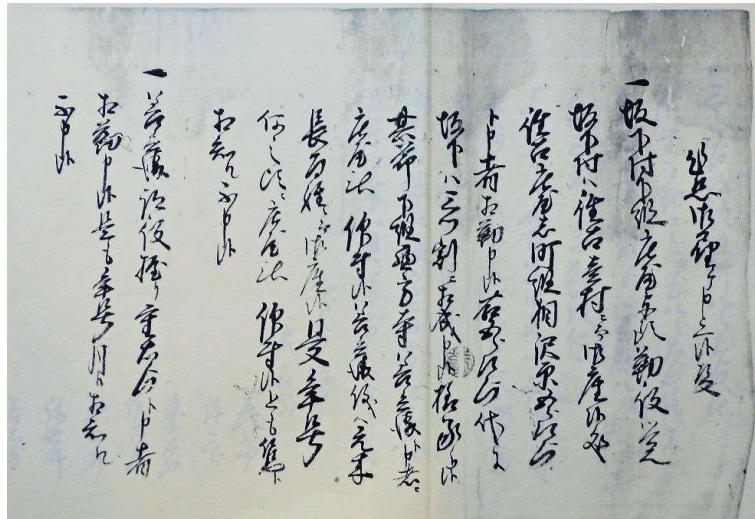
其節下組西方寺長兵衛ト申者ニ

庄屋被仰付候長兵衛儀ハ元来

長百姓ニ而御座候且又年号

何之頃ニ庄屋被仰付候とも口ト

相知不申候



<古文書末尾部分>

右之外長百姓又ハ平百姓之内

或ハ隠居仕候者ニ而も惣而上下帶刀

名苗字御免之者お届ケ申候様ニ

被仰付候口共右之外壱人茂

無御座候依之乍恐此段御届ケ

申上候以上

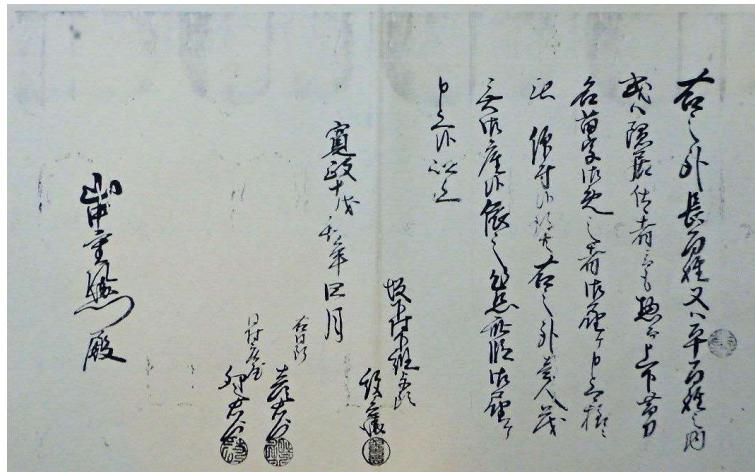
坂下村下組与頭紋兵衛印

寛政十戊午年四月

右同断 彦右衛門印

全村庄屋 卯之右衛門印

中山重左衛門殿



た人達の名簿を苗木藩へ報告した文書です。

その冒頭部分に「下組庄屋与頭勤役覚」(しもぐみしようや、くみがしら、つとめやくおぼえ)と記され、坂下村は往古より1村で庄屋は相沢の原五郎左衛門が勤めていて、この時三ツ割にすると言われ下組では西方寺の長百姓長兵衛(おさびやくしょう、ちょうべえ)に庄屋職を言いつけられたとありました。以下この文書には、この時から寛政10年までの下組役職者の名がすべて挙げられていました。平成16年版坂下町史で確かめると長兵衛から3代目正徳年間(1711年~)の卯之右衛門から以後は内容が一致しました。慶長~正徳まで苗木藩の米所坂下、上野は新田開発が盛んであったと町史にあり、米の増産、人口増等と関連して元禄の頃3郷制が布かれたと推測しました。